

検討の方向性（案）

1. 総論：貿易保険を巡る環境変化と基本的方針

（貿易保険制度の意義）

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引について生じる民間の保険では救済できないリスクをカバーする保険である。
- 当初政府が運営をしていた貿易保険事業は、2001年に独立行政法人日本貿易保険（NEXI）に移管され、2017年には株式会社化された。株式会社日本貿易保険は、収支相償の原則の下、貿易保険事業を営んでいる。

（貿易保険を巡る環境変化）

- 今般の新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）の世界的な流行により我が国企業の貿易や投資等の対外取引に深刻な影響が生じている。NEXIでは、新型コロナの影響による損失について保険金の支払を行っている。一方で、利用者からは、一部の保険において制度上保険金が支払われないことなどについて改善を求める声がある。
- また、気候変動や地政学リスク等、従来想定していなかったリスクが顕在化しつつあるとともに、事業形態についても、経済のグローバル化によるサプライチェーンの複層化や、モノの貿易から投資の拡大といった変化がみられる中、事業の実態に即した制度の改善を求める声もある。

（本懇談会の基本的方針）

- こうした状況を踏まえ、今後、我が国企業等の海外進出をより一層積極的に後押ししていく観点から、貿易保険に関する課題を分析し、その在り方を検討することとした。
- 具体的には、以下の観点から検討を行った。
 - (1) 新型コロナの影響により顕在化した課題と対応
 - (2) 新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応
 - (3) 利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応 等
- なお検討に当たっては、民間損保会社でカバーすることが難しいリスクを NEXI がカバーするという貿易保険の目的を考慮するとともに、保険の大前提である「偶然性」や「外来性」といった骨格等にも十分留意する必要がある。

2. 各論：具体的な課題と対応

(1) 新型コロナの影響により顕在化した課題と対応

- 新型コロナの世界的な流行により我が国企業の対外取引に深刻な影響が生じている中、現在の貿易保険制度上想定をしていなかった保険事故が発生したことなどについて対応を求める声もある。今般の危機において貿易保険に関して顕在化した以下の課題について対応を検討すべきである。
 - ・ 一部の保険種については、保険金支払の対象となる費用や事故事由が限定的となっているため、今般の新型コロナの影響による損失について保険金支払を受けられなかった。具体的には、
 - ① 事業先国のロックダウンにより事業の中断が起き、作業員の待機費用等が発生したが、こうした追加的な費用をみる保険の事故事由は「戦争・革命・内乱」に限定されている。今般の感染症に限らず、今後、様々な想定できないリスクが考えられる中、事故事由を非常リスク全般に拡大するべきではないか。
 - ② 輸出先国のロックダウンにより航海スケジュールが変更され、国内で輸出貨物を保管する必要が生じたが、こうした保管費用は、航海・航路の変更による追加的な費用をみる保険では対象外とされているため、当該保険の対象となる費用を拡大するべきではないか。
 - ・ 本邦企業がある国から別の国への貨物の販売を仲介する取引である仲介貿易について、新型コロナの影響による業況悪化を受けて前払での取引を求められることがある、との声がある。現在、前払取引に対する保険は、日本に輸入する場合のみを対象としているところ、これに仲介貿易を含むなど、保険の対象範囲を拡大するべきではないか。
- このほか、こうした危機時において、例えばバイヤー格付けの適用の柔軟化といった事業者の意見について、どう考えるか。

(2) 新型コロナ以外に予見されるリスクへの対応

- 今般の新型コロナの経験から、将来の危機に予め備えることの重要性が改めて確認された。中長期的には、経済制裁を含む地政学リスクや気候変動に対する懸念がある中、我が国企業や金融機関が対外取引に躊躇することがないように貿易保険に関連して以下のような対応をしていくことが考えられるか。

- ・ 海外投資保険において、外国政府によるビジネスの制限等により事業に損失が発生した場合、現在は事業不能に至らないと保険金支払対象とならないところ、経過的な損失も対象とできないか。
- ・ 事故発生時には、融資返済スケジュールによらず、保険金支払を早めることは考えられないか。

(3) 利用者ニーズの変化等を踏まえた制度と実態の乖離への対応

○ 日本貿易保険が貿易保険の利用実態や利用者ニーズの変化に対応することは重要。こうした観点から見直しを行うことを検討すべきである。

- ・ 間接投資スキームが拡大する中、海外投資保険についても、こうしたビジネスの実態にあわせた形で見直しを検討すべきでないか。
- ・ 海外投資保険にてカバーされる損失は純資産持分の毀損となっているところ、例えば資本金が小さく、売上高・利益が多い構造の企業への対応は考えられないか。
- ・ 融資保険についてリスク（融資返済期間の延長）を行うと、保険期間の延長により追加の保険料を追徴される場合がある。特にレンダーの意思にかかわらず現地法により強制的にリスクを強いられた場合などについては、他国 ECA も参考にしつつ対応を検討できないか。
- ・ 特にオーダーメイド品は輸入者の都合で輸出ができなくなった場合も転売は実質不可能。こうした輸出不能について取引相手方の信用リスクのカバー範囲を拡大できないか。
- ・ 仲介貿易の取引について、船積国でのロックダウンなど、本邦と仕向国以外の国で起きた非常リスクもカバー対象とできないか。

○ 加えて、これまで我が国企業や金融機関がなかなか進出できていない地域において、例えば第三国協力を通して、今後より積極的な取組を進めていくために、貿易保険に関連して以下の対応を検討すべきである。

- ・ 近年 NEXI と国際金融機関との協力覚書の締結により、例えばアフリカにおける本邦企業のビジネス機会を創出・支援する取組を進めているが、例えば国際金融機関への出資によって NEXI との連携強化を強化することで、本邦企業の海外展開支援に更にレバレッジを効かせられないか。
- ・ 途上国等の政府等に民間金融機関が融資を行うことを、更に後押しできないか。

○ このほか、我が国企業の国際競争力強化のため、日本貿易保険として以下のような観点で対応することを検討すべきである。

- ・ 技術のイノベーションを目指す会社にとっては、実証的な取組等、自ら開発投資をして取り組む事例は今後も増えていくところ、今の融資保険は、本邦企業が事業を最後まで持ち続けることを前提に設計されていることについて、どう考えるか。
- ・ グリーン、デジタル等、新しい分野への挑戦を行う場合には、例えば付保率を引き上げることは考えられないか。

(4) その他

- 例えば、海外投資保険の再投資先に関するリスクや、輸出保険の船積み前の損害についてのリスクに関しては、一部民間損保会社でカバーできるものもある点に留意する必要がある。
- NEXI と民間損保会社は、これまで再保険の引受け等を通して互いの強みを生かす形で連携を図ってきたが、こうした NEXI と民間損保会社との連携を更に強化するべきではないか。
- 今般の新型コロナの経験も踏まえると、利用者ニーズに機動的に対応する観点からは、時間のかかる法改正ではなく、迅速に制度改善ができる法体系にするべきではないか。
- また、NEXI の収支相償の原則に反しない範囲において、以下について検討をすることも考えられるか。
 - ・ 貿易保険の契約者の業種によって、一部の保険種については引受けの可否に差があるところ、なんらか見直しができないか。
 - ・ 例えば EPC 請負契約はプロジェクトのフェーズによってリスク量に変化があるなどの状況を踏まえ、リスクプロファイルに応じた柔軟な保険料計算を検討できないか。
 - ・ NEXI の債権回収機能を強化し、被保険者の保険金回収業務を最小化するため、民間損保会社と同じくサービサーとの連携を更に進めることはできないか。
 - ・ 海外拠点を持たない中小企業等が海外情報を取得できるよう、NEXI の保有する情報に企業がアクセスできるサービスを検討できないか。
- 新型コロナへの対応として暫定的に行われている各種手続の電子化を恒久化し、DX への対応の促進を図るべきではないか。

(以 上)